

第153回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成29年10月12日（木）14：00～16：48

議事概要：

（1）農薬（クロルフルアズロン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、クロルフルアズロンの一日摂取許容量（ADI）を0.033mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、かんしょ、だいず等に使用します。今回、畜産物への基準値設定の要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（2）農薬（クロルメコート）の食品健康影響評価について

・審議の結果、クロルメコートの一日摂取許容量（ADI）を0.05mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.05mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*植物成長調整剤で、小麦に使用します。今回、小麦（秋播）への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（3）農薬（ジメテナミド）の食品健康影響評価について

・審議の結果、ジメテナミドの一日摂取許容量（ADI）を0.051mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.5mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。なお、評価書（案）の修正については評価部会において確認することとなった。

*除草剤で、キャベツ、だいず等に使用します。今回、ブロッコリーへの適用拡大申請がされています。

（4）農薬（ダイアジノン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、ダイアジノンの一日摂取許容量（ADI）を0.001mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.025mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、りんご、ばれいしょ等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。今回、残留農薬基準の変更に係る評価要請がなされています。

（5）フルキサメタミド

・審議の結果、フルキサメタミドの一日摂取許容量（ADI）を0.0085mg/kg体

重ノ日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤（殺ダニ剤）で、今回、キャベツ、トマト等への新規登録申請がされています。

（６）対象外物質（カプリン酸グリセリル）の食品健康影響評価について

・審議の結果、「農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*農薬として使用される殺虫殺菌剤で、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定めることについて、意見が求められています。

（７）対象外物質（グリセリンクエン酸脂肪酸エステル）の食品健康影響評価について

・審議の結果、「農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*農薬として使用される殺虫剤で、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定めることについて、意見が求められています。

（８）ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプンの食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

・寄せられた意見について検討した結果、意見に対する回答（案）が了承され、食品安全委員会に報告することとなった。

*農薬として使用される殺虫剤（殺ダニ剤）で、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定めることについて、意見が求められています。

（９）その他

・「農薬の食品健康影響評価におけるイヌを用いた１年間慢性毒性試験の取扱いについて（案）」が審議され、継続して審議することとされた。

・食品健康影響評価について調査審議する評価部会が以下のとおり指定された。

ジベレリン

・評価第一部会において調査審議することとなった。

*植物成長調整剤で、ぶどう、かき等に使用します。今回、セロリ及びばれいしょへの適用拡大申請がされています。

・生殖発生毒性WGについて、廃止することとされた。